

第10章 罰則

本節は、本条例の罰則について定めたものです。

- 第77条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第8条第1項、第10条、第11条第1項若しくは第2項、第12条、第16条（第1号に係る部分に限る。）、第20条から第22条まで、第23条（第43条第2項において準用する場合を含む。）、第24条、第25条、第26条第1項、第27条（第43条第2項において準用する場合を含む。）、第28条（第43条第2項において準用する場合を含む。）、第29条から第32条まで、第33条第1項、第34条、第35条、第36条第1項若しくは第2項、第37条、第38条第1項、第39条、第40条、第42条、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項、第4項若しくは第5項、第46条、第47条、第48条第1項から第3項まで、第49条第1項、第3項若しくは第4項、第50条から第53条まで、第54条第2項若しくは第4項、第56条、第57条、第58条第1項若しくは第4項、第59条、第60条第1項、第61条又は第62条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

本条は、本条例の規定に違反した場合の罰則について定めたものです。

第1項

設計者及び設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合の工事施工者が罰せられる場合を定めています。

< 罰則を定めている条文 >

第2章 災害危険区域等における建築物

第4条（災害危険区域内の建築物）

第5条第1項若しくは第3項（がけ付近の建築物）

第3章 地下室建築物の地盤面の指定等

第8条第1項（地階を有する建築物の階数の制限）

第5章 敷地と道路との関係

第10条（路地状の敷地と道路との関係）

第11条第1項若しくは第2項（階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係）

第6章 特殊建築物等

第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係

第12条（敷地と道路との関係）

第2節 特殊建築物の避難施設等

第16条（第1号に係る部分に限る）（廊下の構造）

第3節 学校

第20条（教室等の設置の禁止）

第21条（教室等の出口）

第22条（木造等の校舎と隣地境界線との距離）

第4節 共同住宅、寄宿舎、下宿及び長屋

第23条（第43条第2項において準用する場合を含む）（共同住宅等の設置の禁止）

第24条（寄宿舎等の廊下の幅）

第25条（共同住宅等の階段）

第26条第1項（共同住宅等の主要な出口）

第27条（第43条第2項において準用する場合を含む）（共同住宅等の居室）

第28条（第43条第2項において準用する場合を含む）（共同住宅の共同炊事場）

第29条（長屋の出口）

第30条（長屋の構造）

第31条（重ね建て長屋の区画）

第5節 児童福祉施設等

第32条（廊下の幅）

第33条第1項（主要な出口）

第6節 ホテル及び旅館

第34条（構造）

第35条（廊下及び階段の幅）

第36条第1項若しくは第2項（棚状寢所を有するホテル及び旅館の構造）

第37条（棚状寢所の宿泊室）

第7節 大規模店舗及びマーケット

第38条第1項（敷地と道路との関係）

第39条（大規模店舗の前面空地）

第40条（大規模店舗の屋外への出口）

第42条（マーケットの出口及び通路）

第43条第1項（マーケットに附属する住宅）

第8節 興行場、公会堂及び集会場

第44条第1項（敷地と道路との関係）

第45条第1項、第4項若しくは第5項（前面空地等）

第46条（屋外への出口）

第47条（階段）

第48条第1項から第3項まで（敷地内通路）

第49条第1項、第3項若しくは第4項（廊下及び広間の類）

第50条（興行場の客席の構造）

第51条（客席内の通路等の構造）

第52条（客席の出口）

第53条（舞台部の構造）

第54条第2項若しくは第4項（主階が避難階以外の階にある興行場、公会堂及び集会場）

第9節 公衆浴場

第56条（建築物の一部に設ける公衆浴場の構造）

第57条（火たき場等の構造）

第10節 自動車車庫及び自動車修理工場

第58条第1項若しくは第4項（自動車用の出口）

第59条（1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造）

第60条第1項（建築物の一部に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造）

第61条（一般構造設備）

第62条（他の用途に供する部分との区画）

第2項

第1項の違反が当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものである場合には、当該設計者又は工事施工者だけでなく、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者も罰せられることを定めています。

第3項

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第1項又は第2項の違反行為をした場合には、その違反行為者が罰せられるだけでなく、その法人又は人も罰せられることを定めています。